

第 4 6 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

令 和 2 年 7 月 2 2 日

会 議 録

会 議 の 名 称	第 4 6 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会
開 催 日 時	令 和 2 年 7 月 2 2 日 (水) 午 後 2 時 から 午 後 4 時 まで
開 催 場 所	所 沢 市 役 所 低 層 棟 3 階 全 員 協 議 会 室
出 席 者 の 氏 名	(会 議 録 別 表 1) の と お り
欠 席 者 の 氏 名	(会 議 録 別 表 1) の と お り
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	議 事 (1) 諮 問 議 案 第 9 8 号 所 沢 都 市 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 に つ い て
会 議 資 料	① 第 4 6 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会 次 第 ② 第 4 6 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会 (議 案 ・ 資 料) ③ 第 4 6 回 所 沢 市 都 市 計 画 審 議 会 【参 考 資 料】 ④ 特 定 生 産 緑 地 制 度 に つ い て ⑤ 特 定 生 産 緑 地 の 指 定 に 係 る ス ケ ジ ュ ー ル ⑥ 令 和 元 年 度 特 定 生 産 緑 地 意 向 調 査 集 計 表 ⑦ 令 和 2 年 度 第 1 回 特 定 生 産 緑 地 申 請 状 況
担 当 部 課 名	(街 づ く り 計 画 部) 埜 澤 街 づ く り 計 画 部 長、畑 中 街 づ く り 計 画 部 次 長、 下 川 原 土 地 利 用 推 進 担 当 参 事、佐 藤 都 市 計 画 担 当 参 事 (都 市 計 画 課) 高 野 課 長、関 根 主 幹、板 垣 主 査、北 丸 主 任、花 水 主 任、 鶴 田 主 任、小 寺 技 師、渋 谷 主 事 (事 務 局) 街 づ く り 計 画 部 都 市 計 画 課 電 話 04-2998-9192

(会議録別表1)

所沢市都市計画審議会委員名簿

第46回都市計画審議会

会 長 久保田 尚

職務代理 池田 稔

(敬称略)

区 分	氏 名	出欠席の状況	備 考
学識経験のある者	久保田 尚	出	
学識経験のある者	淵野雄二郎	出	
学識経験のある者	横溝高至	出	
学識経験のある者	小林 章	出	
学識経験のある者	秋元智子	出	
学識経験のある者	島田孝男	欠	
学識経験のある者	池田 稔	出	
学識経験のある者	肥沼一彦	出	
学識経験のある者	小谷野貴臣	欠	
市議会の議員	城下師子	出	
市議会の議員	西沢一郎	出	
市議会の議員	松本明信	出	
埼玉県の職員	新井哲也	出	
本市の市民	鈴木由紀子	出	

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
久保田会長	<p>～ 開 会 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 新委員紹介 池田稔委員、肥沼一彦委員、新井哲也委員 ■ 埜澤街づくり計画部長挨拶 ■ 配布資料の確認 ■ 会議成立の報告 出席委員 12名（委員 14名の 1/2 以上の出席により成立） ■ 会長に議事の進行を委任 ■ 会議録署名委員 城下師子委員、松本明信委員 ■ 会議の公開・非公開の決定 公開に決定（傍聴者 0 名） <p>それでは、只今より議事に入ります。議案第 98 号「所沢都市計画生産緑地地区の変更について」の審議を行います。それでは、担当課より説明をお願いします。</p>
都市計画課 高野課長 鶴田主任	<p>～議案第 98 号「所沢都市計画生産緑地地区の変更について」 諮問事項の趣旨、変更概要の説明（議案書 1 ページ～10 ページ） 議案内容及び開催経緯の説明 ※変更理由ごと 3 つの事案にわけて説明</p> <ol style="list-style-type: none"> ①買取申出及び行為通知 ②北秋津・上安松土地区画整理事業の仮換地指定に伴う変更 ③既決定の生産緑地に介在する農地の新たな指定(追加指定) (議案書 11 ページ～112 ページ)
城下委員	<p>今回の変更のうち、主たる従事者の死亡や故障を理由として買取申出された面積を教えてください。</p>
板垣主査	<p>約 1.58ha でございます。</p>
城下委員	<p>都市緑地として、生産緑地は災害時に重要であると考えられます。必要性が増す中で、生産緑地の減少について、どのような議論があったのか伺います。</p>
板垣主査	<p>主たる従事者の死亡、又は故障による買取申出は、法律上、拒むことができません。追加指定を進めていくことで、所沢市全体の生産緑地を維持していきたいと考えています。</p>

城下委員	北秋津・上安松土地区画整理事業の仮換地指定により、約2.88ha減少している理由をより詳細に教えてください。
板垣主査	土地区画整理事業において、道路用地等とするための減歩により、仮換地後の面積が減少したことが主な理由です。また、北秋津・上安松土地区画整理事業地内については、面積要件を緩和する「所沢市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の附則において、面積要件緩和の対象外としており、面積要件が500㎡となっていることから、仮換地後の面積が500㎡を下回る場合には解除となっています。
城下委員	土地区画整理事業地内全体の減歩率を教えてください。
板垣主査	区画整理事業区域全体の詳細な数字は不明ですが、今回の変更を行う生産緑地の減歩率はおよそ4割程度です。
城下委員	議案資料9ページの変更状況表の追加地区数、面積について、これが追加指定分と考えてよろしいか伺います。
板垣主査	変更状況表の追加地区数については、地区が分割された場合に分割前を廃止地区、分割後を追加地区としてカウントしています。追加指定分としては、11地区約0.8haの増加となります。(議案資料15ページ)
城下委員	追加指定はどのように進めているのでしょうか。また、対象はどのくらいでしょうか。
板垣主査	平成30年度及び令和元年度に、市街化区域内に農地を所有されている方を対象に、説明会を実施しました。今後は、定期的に広報やホームページでの周知を行ってまいります。 また、対象者については、平成30年度の説明会の周知として、1,036名に通知しています。その際のデータでは、市街化区域内農地が約2,500筆ありますが、うち生産緑地が約1,000筆のため、追加指定の対象となるのは、約1,500筆です。
淵野委員	北秋津・上安松土地区画整理事業地内は農地や林地が多い地区です。事業を進める中でどのように緑地空間を配置し、確保していくのか教えてください。
下川原参事	区域の南側の斜面林や鉄道沿いの緑地を主な緑地として位置づけ事業を進めるなど、緑地の保全には最大限の配慮をしております。

秋元委員	主たる従事者の死亡による生産緑地の解除は今後も増えていくと考えられます。農地の保全という観点から、市で生産緑地を買取れるように基金を積み立てるなどの制度が考えられますがどうでしょうか。
埜澤部長	緑地保全を目的としたクラウドファンディングで基金を募り、緑地の買取を進める研究をしております。
秋元委員	クラウドファンディング以外にも、環境クリーン部で基金の積み立てを行っているようであれば、連携して取り組んでいけないのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。
畑中次長	市では新たに森林環境譲与税が市に交付されることに伴い、基金条例を制定しております。環境クリーン部が所管のため、詳細については不明ですが、本基金の用途の中で、緑の確保を進めていけないのではないかと考えております。
城下委員	生産緑地をどのように保全していくかについて、これまで審議会で議論していますが、今後の課題や方針について、途中経過も含め、報告が必要であると考えます。
畑中次長	生産緑地はあくまでも所有者個人の財産であるため、計画的に増やしていくのは難しいですが、条例で面積要件を300㎡に引き下げたことを有効活用していきたいと考えております。
鈴木委員	市の特徴で緑を打ち出している所沢市として、北秋津・上安松土地区画整理事業内に、できる限り緑を残していただきたいと考えております。
下川原参事	いただいたご意見を反映できるよう、市としても取り組んでまいります。
松本委員	主たる従事者の死亡、又は故障による買取申出について、今回の変更分の対象とした期間を教えてください。
板垣主査	今回の変更分については、平成31年3月から令和2年2月までに買取申出による行為制限の解除があった地区でございます。
淵野委員	特定生産緑地制度に関連しますが、所有者の方々には今後も生産緑地を継続していただきたいと思います。その中で、北秋津・上安松土地区画整理事業内も含め、生産緑地を継続してもらえようようなサポート体制の構築が必要なのではないかと考えております。

久保田会長	よろしければ、議案第98号については採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。
委員一同	～了 承～
久保田会長	それでは、採決を行います。議案第98号「所沢都市計画生産緑地地区の変更について」原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。
委員一同	～全員賛成～
久保田会長	それでは、全員御異議がないということですので、本案は承認ということで答申をさせていただくことで決定いたします。事務局におかれましては、答申の手続きをよろしくお願いいたします。諮問案件は以上でございます。 続きます、「その他」として、「特定生産緑地制度と指定手続きスケジュールについて」ご説明をお願いします。
北丸主任	～ 議事（2）その他 特定生産緑地制度と指定手続きスケジュールについての説明～
西沢委員	適切に管理されていない生産緑地があると伺っていますが、そのような農地への対応は都市計画課と農業委員会事務局のどちらでしょうか。 また、適切に管理されていない生産緑地について、どのようにお考えでしょうか。
板垣主査	農地の営農全般につきましては農業委員会事務局が対応しておりますが、生産緑地を含みますと都市計画課及び農業委員会事務局が合同で対応しております。 適切に管理されていない生産緑地につきましては、農業委員会事務局と現地調査を行い、指導してまいります。
淵野委員	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、貸借の制度なども新たに創設されておりますので、これを活用しながら生産緑地が生産緑地として耕作されている状況を作り上げる体制を構築することが必要であると考えます。
城下委員	令和2年6月末時点で156地区の特定生産緑地の申請がありましたが、156地区全てを令和2年11月の都市計画審議会に諮るということでしょうか。

板垣主査	<p>買取申出を希望する地区を除いた141地区が、特定生産緑地の申請ですが、書類の審査及び現地調査を経て、11月及び令和3年2月に開催予定の審議会に諮る予定でございます。</p>
城下委員	<p>資料の意向調査の集計を拝見したところ、全体の指定面積が減少していくのではないかと懸念しております。今後、生産緑地をどのように保全していかれるのでしょうか。</p> <p>また、全庁的な協議をどのように進めていく予定ですか。</p>
板垣主査	<p>追加指定を進めることに加えて、営農が困難な方に対しては農業委員会を通じて農地の貸借をあっせんしたり、市民農園など生産緑地の貸借制度を活用することが考えられます。</p> <p>また、令和4年に買取申出を予定している地区を把握していることから、庁内担当課に周知できると考えてます。</p>
横溝委員	<p>法律上、市町村長が特定生産緑地を指定することができるかと規定されていますが、申請書の提出という手続きを経るということは、所有者の申請の意思を尊重しているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、買取申出に伴う行為制限の解除について、市で買い取ることは可能なのでしょうか。</p>
板垣主査	<p>個人の財産という観点から、所有者の意向に沿った指定とするため、特定生産緑地の指定は所有者からの申請によることとしております。</p> <p>また、令和4年の買取申出につきましては、時期や件数が特定されることから、施設の所管課と情報共有を図っていきたいと考えております。</p>
秋元委員	<p>特定生産緑地制度について、今後は10年ごとの申請で特定生産緑地として指定し続けるという理解でよろしいでしょうか。</p>
板垣主査	<p>そのとおりでございます。</p>
久保田会長	<p>それでは、(2) その他「特定生産緑地制度と指定手続きスケジュールについて」は以上とさせていただきます。</p> <p>他にその他として事務局からございますでしょうか。</p>
事務局	<p>■次回の審議会 令和2年11月を予定</p> <p>■令和2年10月末退任委員への謝辞・委員の挨拶 横溝高至委員、小林章委員、鈴木由紀子委員、小谷野貴臣委員（欠席）</p>

久保田会長	<p>以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。 これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>久保田会長におかれましては、議長の大任を務めていただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>また、10月末日でご退任されます横溝委員、小林委員、小谷野委員、鈴木委員におかれましては、大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、池田職務代理より閉会のごあいさつをお願いいたします。</p>
池田職務代理	<p>「第46回 所沢市都市計画審議会」を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>